

社会福祉法人平戸市社会福祉協議会職員採用試験案内
(平成 30 年 4 月 1 日採用)

社会福祉法人平戸市社会福祉協議会の職員採用試験を次のとおり行います。

1 受付期間 平成 30 年 2 月 1 日 (木) ~平成 30 年 2 月 28 日 (水)

2 試験日 平成 30 年 3 月 11 日 (日)

3 試験職種、採用予定及び受験資格

試験区分	試験職種	主な職務内容	採用 予定数	受験資格基準 (全てを満たすこと)
高校卒業 程度	一般事務	社会福祉協議 会の運営・業務 (広報・企画・ 調査研究・ボラ ンティアセン ター業務・ふれ あい・いきいき サロンの支援 業務・総務・経 理等)	若干名	①平成 30 年 4 月 1 日現在で、満 18 歳以 上 59 歳以下の人 ②学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) の規定による高等学校を卒業した人 又は平成 30 年 3 月までに卒業見込み の人若しくはこれと同等以上の学力 を有すると認められる人 ③心身ともに健康で、福祉に理解と情熱 がある人 ④普通自動車一種免許所持者 (平成 30 年 3 月末までに取得見込者を含む)

次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまで
の人
- (4) 平戸市社会福祉協議会職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しな
い人
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を
結成し、又はこれに加入した人

4 試験の方法

試験の種目		試験の内容
試験	作文試験	職務遂行に必要な思考力、判断力、構成力等についての作文試験 (作文 のテーマは試験当日に示します。)
	面接試験	人柄等についての個別面接等による試験

※試験合格者には、健康診断書の提出を求めます。提出された健康診断書において、業務に耐え
ることが困難と判断される場合等は、採用しない場合があります。

5 試験の日時、場所及び発表

試験	日 時 等	場 所 及 び 発 表
第一次試験	平成 30 年 3 月 11 日 (日) 受付開始 12 時 30 分 着 席 13 時 20 分 作文試験 13 時 30 分～14 時 30 分 面接試験 14 時 40 分～随時行います。	○試験の場所 平戸市社会福祉センター 平戸市岩の上町 1466 番地 ○発表 平成 30 年 3 月 16 日 (金) に平戸市社会福祉協議会に掲示並びに本会ホームページにて公開するほか合格者に文書で通知します。 (不合格者には、お申し込み時にお預かりした書類を後日郵送します。)

6 受験手続及び受付期間

受付期間	平成 30 年 2 月 1 日 (木) ～平成 30 年 2 月 28 日 (水) まで ただし、土曜、日曜及び祝日は受け付けておりません。 時間：8 時 30 分から 17 時 30 分まで。 郵送：平成 30 年 2 月 28 日までの消印のあるものに限り受け付けます。
申込方法及び申し込み上の注意点	<ol style="list-style-type: none"> 履歴書 (本会ホームページよりダウンロード、若しくは市販のもので可) に必要事項を必ず自筆で記入し、平戸市社会福祉協議会本所へ提出してください。(支所への提出は、できません。) 履歴書を郵送される方は、封筒 (必ず簡易書留扱い) で送付してください。 申し込みの際は、必ず履歴書に写真を貼ってください。 写真は、申込前 6 か月以内に、帽子をかぶらないで正面から上半身を撮影したもので、本人とはっきりわかるもの。 (縦 5.5cm、横 4.5cm 程度のもの) 写真が貼付されていない場合は、受付ができません。 福祉・医療等に関する資格を有している方は、資格証書の写を提出してください。 資格の例：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事、看護師 (准看護師を含む) 等
個人情報の取り扱い	受験申込者から取得する個人情報は、平戸市社会福祉協議会の職員採用及び採用後の職員管理を目的に使用するものであり、これ以外の目的に使用することはありません。

7 合格から採用まで

- 合格者は、採用候補者名簿に登録され、原則として平成 30 年 4 月 1 日以降で採用を予定いたしております。
- 受験資格がないことが判明した場合は、受験を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

8 給与、勤務条件等

(1) 初任給

高校卒業程度 147,100 円（別表 1・5 号給）

なお、学歴及び職歴等により、基準に基づき加算されるほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。（尚、給与改定等により初任給が変更される場合があります。）

(2) 上記初任給のほか給与、勤務条件等については、社会福祉法人平戸市社会福祉協議会職員給与規程、社会福祉法人平戸市社会福祉協議会就業規則等に基づき決定されておりますので、詳細はお問い合わせ下さい。

9 申込用紙提出先及び問い合わせ先

〒859-5121 平戸市岩の上町 1466 番地

社会福祉法人平戸市社会福祉協議会

TEL 0950-22-2180（担当：相知、榎屋）

※お問い合わせは、土曜、日曜及び祝日を除く、8時30分から17時30分までお願いいたします。